

教育支援体制整備事業費交付金
(幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業)
交付要綱

令和４年１月２１日 文部科学大臣裁定

(通 則)

第１条 教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業）（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第２条 この交付金は、幼児教育の推進体制について一定の要件を満たす都道府県又は市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「交付対象事業者」という。）が、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援や幼保小接続の推進等の事業（以下「交付対象事業」という。）を行う場合、その経費の一部を補助し、もって公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図り、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する幼児教育の推進体制の活用支援を強化することを目的とする。

(定義)

第３条 この要綱において、適正化法第２条第３項に規定する補助事業者等とは交付対象事業者とし、適正化法第２条第６項に規定する間接補助事業者等とは第４条第１項の規定により交付対象事業者から交付金の交付を受けた東京都の特別区を除く市町村とする。

(交付の対象)

第４条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、交付対象事業者が交付対象事業を実施するため、又は間接補助事業者等へ交付金を交付するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

２ 交付対象事業に係る交付対象経費、交付対象経費の範囲及び交付金の額等は別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(申請手続)

第５条 この交付金の交付を受けようとする交付対象事業者は、別に定める期日までに、交付申請書（様式１）を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

第６条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査

の上、交付金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書（様式２）にその決定の内容を交付の申請をした交付対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。
- 3 交付対象事業者は、交付金の交付を受けたときは、交付された交付金のうち第４条第１項に規定する間接補助事業者等への交付金の交付に関する事業の額に相当する金額を速やかに間接補助事業者等に交付しなければならない。
- 4 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として３０日以内に交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第７条 前条の通知を受けた交付対象事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から３０日以内に、その旨を記載した交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

（交付対象事業の遂行）

第８条 交付対象事業者は交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（計画変更）

第９条 交付対象事業者は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書（様式３）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

- 2 第６条第１項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書（様式４）によるものとする。
- 3 大臣は、第１項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 第６条第４項の規定は、第１項の承認をする場合において準用する。
- 5 交付対象事業者は、交付金の交付決定後、間接補助事業者等より当該決定に係る交付金申請の取下げがあったときは、申請取下報告書（様式５）を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 6 交付対象事業者は、交付金の決定後、間接補助事業者等に対し当該交付の決定の全部又は一部について取消しを行った場合及び当該取消しに係る部分に関し交付金の返還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、交付決定取消報告書（様式６）又は交付金返還報告書（様式７）を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付対象事業の中止又は廃止）

第１０条 交付対象事業者は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式８）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第11条 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書（様式9）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 交付対象事業者は、交付対象事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式10-1）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

3 交付対象事業者は、交付金の適正な執行を図るために必要があるときには、助成した事業の実施状況等について間接補助事業者等から報告を徴し、又は実地に調査するものとし、速やかに状況報告書（様式10-2）を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までの実績報告書（様式11）を、交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日までに、実績報告書（様式11）に翌会計年度に行う交付対象事業に関する計画を記載した資料を添付し、大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(交付金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条第1項の規定による交付対象事業の完了若しくは廃止に係る実績報告書の提出を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、額の確定通知書（様式12）により交付対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第10条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付対象事業者が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要

綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付対象事業者が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付対象事業者が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、交付対象事業者に対し、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第16条 交付金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払することができる。

2 交付対象事業者は、前項により交付金の支払を受けようとするときは交付金支払請求書（様式13）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 交付対象事業者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、交付対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、又は一部を国に納付させることがある。

3 大臣は、間接補助事業者等が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について交付対象事業者に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。

2 交付対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 交付対象事業者は、間接補助事業者等から財産処分の承認の申請を受けたときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項及び第3項の規定は、第2項及び第3項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第19条 交付対象事業者は、交付対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第20条 交付対象事業者は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(参考様式)を作成しておかなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第21条 交付対象事業者は、間接補助事業者等に交付金を交付するときは、本要綱第7条から第20条まで(第16条から18条までを除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(電磁的方法による提出)

第22条 申請者あるいは交付対象事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第23条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、交付対象事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

(その他)

第24条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則(令和4年1月21日3文科初第1795号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。